



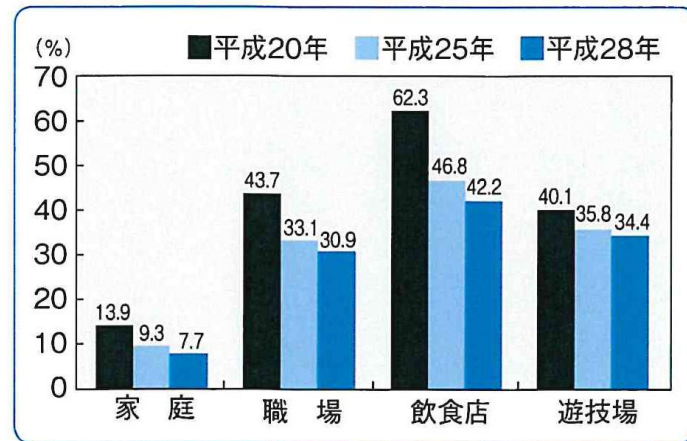
受動喫煙とは

*2020年4月～第二種（工場・事務所等）も改正健康増進法が施行されます。

室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

受動喫煙の現状

図1. 受動喫煙の現状



出典：厚生労働省「平成28年国民健康・栄養調査」をもとに作成

年間約1万5千人の方が受動喫煙により死亡しているとされています。

出典：「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」2015年

改正健康増進法 3つの基本方針

- ①望まない受動喫煙をなくす
- ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども・患者を特に配慮する
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

改正法の施設の類型（一部）

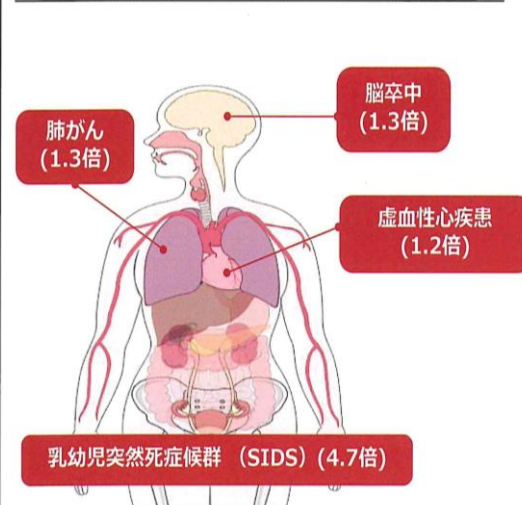
第一種	学校・病院・行政機関の庁舎等	敷地内禁煙	2019年7月1日～
第二種	事務所・工場・ホテル等	原則 屋内禁煙*	2020年4月1日～

*喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要

引用・参考文献）なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ。受動喫煙対策（厚生労働省ホームページ）
・産業保健 21 第 93 号 2018.7 受動喫煙とその対策

受動喫煙と健康への影響

受動喫煙によってリスクが高まる病気



() …受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、国立がん研究センターがん情報サービス

多くの施設・事業場において

原則 屋内禁煙

受動喫煙対策の組織的な進め方

トップの決断！で進めていきましょう

①事業場の受動喫煙対策推進計画を立てる

事業場の年間労働衛生計画に盛り込む。衛生委員会等で審議する。

②受動喫煙防止対策の担当部署や担当者等を指定する

受動喫煙防止に関する相談への対応や実状把握のための環境測定などを定期的に計画的に推進できる。

例えば…屋内喫煙室の環境測定（気温、湿度、風速、処理風量、屋外排気装置の稼働状況、前回の保守管理日など）ガイドラインに沿った喫煙室の設置、屋内禁煙に向けて取り組む、勤務時間内禁煙に向けて取り組む、工場内（敷地内）禁煙に向けて取り組む など

改正法のポイント

1) 従業員に対する受動喫煙対策

皆が使う食堂や更衣室付近に喫煙室がありませんか？

・20歳未満の者の立ち入り禁止

多数の者が利用する施設等の管理権限者は20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。



・関係者による受動喫煙防止のための措置（一部）

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。※上記施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。

2) 喫煙室等の設置基準（屋内に設置する場合）

扉から煙がもれていませんか？

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
- ii たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること。

空気清浄機だけでは基準を満たしていませんよ

3) 喫煙室への標識の掲示

喫煙可能な設備をもった施設には必ず指定された標識の掲示が義務付けられています。



事業者が受動喫煙対策を行う際の支援策として財政・税制上の制度があります。

なくそう！望まない受動喫煙。にて検索